

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
世界食糧計画	カンボジア王国内の被災民に 対する食糧援助に関する日本国 政府と世界食糧計画との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に 関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	1,000,000千円 -----	H14.2.26 ローマで (同日)	日本側 楠田かおる在イタ リア臨時代理大使 ジャンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス事務 局長	H15.6.10 164号
世界食糧計画	ケニア共和国内の干ばつ被災民 に對する食糧援助に関する日本 国政府と世界食糧計画との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に 関連して行われる メイス及び小麦粉並びにそれらの輸送に必要な役務の 供与	800,000千円 -----	H14.2.26 ローマで (同日)	日本側 楠田かおる在イタ リア臨時代理大使 ジャンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス事務 局長	H15.6.11 178号
世界食糧計画	スーダン共和国内の被災民に對 する食糧援助に関する日本国政 府と世界食糧計画との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に 関連して行われる ソルカム及び小麦並びにそれらの輸送に必要な役務の 供与	700,000千円 -----	H14.2.26 ローマで (同日)	日本側 楠田かおる在イタ リア臨時代理大使 ジャンニ 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス事務 局長	H16.7.7 320号
国際連合児童 基金	アフガニスタンにおける小児感 染症予防計画の実施のための贈 与に関する日本国政府と国際連 合児童基金との間の交換公文	アフガニスタンにおける小児感 染症予防計画の実施 するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調 達に必要な役務の供与	667,000千円 -----	H14.2.27 カブール で (同日)	日本側 駒野敬一在アフガ ニスタン臨時代理大使 アン 国際連合児童基金側 アフ ガニスタン代表代理	H15.5.20 144号
世界食糧計画	スリ・ランカ民主社会主義共和 国内の被災民に對する食糧援助 計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に 関連して行われる ソナ岳諸及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 -----	H14.3.22 ローマで (同日)	日本側 林陽在イタリア大 使 世界食糧計画側 キヤサリ ン・バーティニ事務局長	H15.5.8 128号
国際連合児童 基金	ドミニカ共和国における予防接 種拡大計画の実施のための贈与 に関する日本国政府と国際連合 児童基金との間の交換公文	ドミニカ共和国における予防接 種拡大計画の実施 するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達 に必要な役務の供与	609,000千円 -----	H14.3.22 サンクト・ ドミニゴ で (同日)	日本側 野上武久在ドミニ カ共和国大使 国際連合児童基金側 ベイニ モ・ラツコネン在 カ共和国代表	H15.5.8 129号
国際連合食糧 農業機関	アンボラ共和国に對する食糧増 産援助に関する日本国政府と国 際連合食糧農業機関との間の交 換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業投入材、農機 具及び役務並びにそれらの調達に必要な役務の供与	135,000千円 -----	H14.3.22 ローマで (同日)	日本側 林陽在イタリア大 使 国際連合食糧農業機関側 アラグアイ・ハチヤリッ ク事務局長	H15.5.20 143号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

国際機関との無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	カンボジア王国における乳幼児死亡率・罹患率低下計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文	カンボジアにおける乳幼児死亡率・罹患率低下計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	308,000 千円 -----	H14.3.22 プノンペンで (同日)	日本側 小川郷太郎在カンボジア大使 国際連合児童基金側 ルイ・ジョルジュ・アルスノ在カンボジア代表	H15.6.10 167号
国際連合児童 基金	コンゴ民主共和国におけるボリオ模減計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コンゴ民主共和国におけるボリオ模減計画を実施するために必要なボリオクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	308,000 千円 -----	H14.3.22 キンシャサで (同日)	日本側 福島清介在コンゴ民主共和国大使 国際連合児童基金側 フリス・レリオン在コンゴ民主共和国事務局長特別代表	H15.6.11 179号
世界食糧計画	アフリカ難民等に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる豆、メイズ、メイズミール、小麦、米及びソナ苴詰並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	3,020,000 千円 -----	H14.3.22 ローワで (同日)	日本側 林暁在イタリア大使 世界食糧計画側 キヤサリ・バーナイニ事務局長	H16.8.13 456号
国際連合児童 基金	ガーナ共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ガーナにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	100,000 千円 -----	H14.5.31 アクラで (同日)	日本側 野呂元良在ガーナ臨時代理大使 国際連合児童基金側 ラメ・シユ・シユレツサ在ガーナ代表	H15.5.20 145号
国際連合児童 基金	パングラデシュ人民共和国におけるボリオ模減計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パングラデシュにおけるボリオ模減計画を実施するために必要なボリオクチン及びその調達に必要な役務の供与	384,000 千円 -----	H14.6.2 ダッカで (同日)	日本側 小林二郎在パングラデシュ大使 国際連合児童基金側 モルテン・ギヤルジン在パングラデシュ代表	H15.5.8 130号
国際連合児童 基金	インドにおけるボリオ模減計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文	インドにおけるボリオ模減計画を実施するために必要なボリオクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	750,000 千円 -----	H14.6.3 ニューデリーで (同日)	日本側 平林博在インド大使 国際連合児童基金側 ヲリ・ア・カリサイス在インド代表	H15.5.8 131号
国際連合児童 基金	スーダン共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合児童基金との間の交換公文	スーダンにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	292,000 千円 -----	H14.6.3 カルトームで (同日)	日本側 星彰在スーダン大使 国際連合児童基金側 トーマス・エクラテル在スーダン代表	H15.5.20 146号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	エテイエピア連邦民主共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	エテイエピアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	331,000千円 -----	H14.6.3 アデイス・アベバ で (同日)	日本側 手塚義雅在エテイエピア臨時代理大使 国際連合児童基金側 フラヒム・ジャヤラル在エテイエピア代表	H15.6.11 180号
国際連合児童 基金	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ナイジェリアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	365,000千円 -----	H14.6.3 アデジャ で (同日)	日本側 松井啓在ナイジェリア大使 国際連合児童基金側 クリスティアン・ボバル在ナイジェリア代表	H16.7.27 386号
国際連合児童 基金	パングラデシュ人民共和国における地域別教育環境集中改善計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パングラデシュにおける地域別教育環境集中改善計画を実施するために必要な機材及び教育用資材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	252,000千円 -----	H14.7.31 ダツカで (同日)	日本側 小林二郎在パングラデシュ大使 国際連合児童基金側 ロセラ・モレリ在パングラデシュ代表代理	H15.10.2 355号
国際連合児童 基金	ミャンマー連邦における第四次母子保健サーベス改善計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ミャンマーにおける第四次母子保健サーベス改善計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	609,000千円 -----	H14.7.31 ヤンゴン で (同日)	日本側 小井沼紀芳在ミャンマー臨時代理大使 国際連合児童基金側 ジョシ・バートラン・マンデイス在ミャンマー代表	H15.10.2 356号
国際連合児童 基金	ベキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ベキスタンにおけるポリオ撲滅計画を実施するために必要な役割の供与	1,181,000千円 -----	H14.12.14 イスラマバードで (同日)	日本側 渋谷實在ベキスタン大使 国際連合児童基金側 キヤタール・ロンクダ在ベキスタン代表	H15.10.23 410号
国際連合児童 基金	パングラデシュ人民共和国における化学汚染緩和計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パングラデシュにおける化学汚染緩和計画を実施するために必要な医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	184,000千円 -----	H14.12.15 ダツカで (同日)	日本側 小林二郎在パングラデシュ大使 国際連合児童基金側 モルテン・ギヤルジン在パングラデシュ代表	H15.10.23 411号
国際連合児童 基金	ドミニカ共和国における予防接種拡大計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ドミニカ共和国における予防接種拡大計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	245,000千円 -----	H14.12.16 サント・ドミンゴ で (同日)	日本側 野上武久在ドミニカ共和国大使 国際連合児童基金側 モーリス・ラッコンブ在ドミニカ共和国代表	H15.10.23 412号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

国際機関との無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	タジキスタン共和国における母子保健改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	タジキスタンにおける母子保健改善計画を実施するための必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	185,000 千円 -----	H14.12.16 ドゥシュヤ ンベで (同日)	日本側 三好功一在タジキ スタンの臨時代理大使 国際連合児童基金側 本尾 雪絵在タジキスタンの代表	H15.10.23 413号
世界食糧計画	南部アフガニスタンの被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズ、パルス及び大豆混合品（CSB）並びにそれらの輸送に必要な役割の供与	1,100,000 千円 -----	H14.12.16 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H16.4.26 164号
国際連合開発 計画	アフガニスタンにおける紛争予防・平和構築に寄与するためのパートナーシップ計画の実施に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	アフガニスタンにおける紛争予防・平和構築に寄与する「平和のためのパートナーシップ計画」の実施に必要な生産物及び役割の調達に必要な資金の贈与	4,165,000 千円 -----	H15.2.19 カブール で (同日)	日本側 宮原信孝在アフガ ニスタンの臨時代理大使 国際連合開発計画側 ナイ ジェール・フアインツ常駐代表 アフガニスタンの代表	H16.8.17 471号
国際連合児童 基金	モーリタニア・イスラム共和国における母子保健改善計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	モーリタニアにおける母子保健改善計画を実施するために必要な医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	290,000 千円 -----	H15.2.25 ヌアクトシ ヨットで (同日)	日本側 中山邦夫在モー リタニアの大使館二等書記官 国際連合児童基金側 スレ イタニア代表	H16.6.16 284号
国際連合児童 基金	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画の実施するための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及びその調達に必要な役割の供与	309,000 千円 -----	H15.2.25 キンジヤ サで (同日)	日本側 福島清介在コンゴ 民主共和国大使館 モン メック・シセ在コンゴ民 主共和国保健プロラム 担当上級職員	H16.6.16 285号
国際連合児童 基金	東ティモール民主共和国における母子保健改善計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	東ティモールにおける母子保健改善計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	178,000 千円 -----	H15.2.27 デイレリで (同日)	日本側 福島秀夫在東ティ モールの臨時代理大使 国際連合児童基金側 フラ イニー・ジツヤト代表 オン在東ティモール代表 代行	H16.5.21 228号
国際連合児童 基金	アフガニスタンにおける小児感染症予防計画の実施に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	アフガニスタンにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	600,000 千円 -----	H15.2.27 カブール で (同日)	日本側 駒野欽一在アフガ ニスタンの大使 国際連合児童基金側 グー モット・カーン在アフ ガニスタンの上級職員	H16.7.5 313号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは「-----」と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加付捺印) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合開発 計画	東ライモール民主共和国における紛争予防・平和構築に寄与する「東ライモールにおける元兵士及びコミュニティの復興・雇用・安定プログラム」の実施のための贈与に関する日本政府と国際連合開発計画との間の交換公文	東ライモールにおける紛争予防・平和構築に寄与する「東ライモールにおける元兵士及びコミュニティの復興・雇用・安定プログラム」の実施に必要な資金の贈与 生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	465,000千円 -----	H15.3.25 デイルリで (同日)	日本側 福島秀夫在東ライモール臨時代理大使 国際連合開発計画側 長谷川祐弘在東ライモール代表	H16.5.13 205号
国際連合食糧 農業機関	アソボラ共和国に対する食糧増産援助に関する日本政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業投入材、農機具及び役務並びにそれらの調達に必要な役務の供与	154,700千円 -----	H15.3.25 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリア大使 国際連合食糧農業機関側 デザイノット・ハチャリツク事務局次長	H16.6.16 283号
国際連合食糧 農業機関	モンゴル国に対する食糧増産援助に関する日本政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための乳製品関連投入材及び役務並びにそれらの調達に必要な役務の供与	235,977千円 -----	H15.3.25 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリア大使 国際連合食糧農業機関側 デザイノット・ハチャリツク事務局次長	H16.11.10 720号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 -----	H15.3.26 アソペン で (同日)	日本側 小畑敬一在ヨルダン大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 ハンセン事務局次長	H16.4.26 165号
東南アジア漁業開発センター	漁業調査訓練船建造計画の実施のための贈与に関する日本政府と東南アジア漁業開発センターとの間の交換公文	漁業調査訓練船建造計画を実施するために必要な生産物及び役務の供与	1,012,000千円 -----	H15.3.26 バンコク で (同日)	日本側 時野谷敦在タイ大使 東南アジア漁業開発センター側 ニクエント・ルアンバニット事務局次長	H16.5.21 229号
世界食糧計画	アフガニスタン国内の帰還民、国内避難民及び被災民に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与	2,363,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリア大使 世界食糧計画側 ジェームス・モリス事務局次長	H16.6.15 265号
世界食糧計画	カンボジア王国内の被災民に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	1,000,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリア大使 世界食糧計画側 ジェームス・モリス事務局次長	H16.12.7 785号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

国際機関との無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (初発印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	スリランカ民主社会主義共和国 内の被災民に対する食糧援助に 関する日本国政府と世界食糧計 画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H16.12.7 786号
世界食糧計画	アゼルバイジャン共和国内の避 難民に対する食糧援助に関する 日本国政府と世界食糧計画との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦粉又はパルス及びそれらの輸送に必要な役務の供 与	100,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H16.12.8 787号
世界食糧計画	タジキスタン共和国内の被災民 に対する食糧援助に関する日本 国政府と世界食糧計画との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦粉又はパルス及びそれらの輸送に必要な役務の供 与	500,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H16.12.8 788号
世界食糧計画	インドネシア共和国内の被災民 に対する食糧援助に関する日本 国政府と世界食糧計画との間の 交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	610,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H16.12.13 799号
世界食糧計画	アフガニスタンの被災民等に対する食糧援助 に関する日本国政府と世界食糧 計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦、マイズ、マイズミール、パルス、大豆混合法品（C S B）又はツナ缶詰及びそれらの輸送に必要な役務の 供与	2,810,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H16.12.13 800号
世界食糧計画	イラン・イスラム共和国及びパ キスタン・イスラム共和国内の アフガン難民に対する食糧援助 に関する日本国政府と世界食糧 計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦又はパルス及びそれらの輸送に必要な役務の供与	750,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H17.4.11 206号
世界食糧計画	中央アメリカの被災民に対する 食糧援助に関する日本国政府と 世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる マイズ、パルス又は大豆混合法品（C S B）及びそれら の輸送に必要な役務の供与	300,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H17.4.11 208号
世界食糧計画	ブルリア国内の被災民に対する 食糧援助に関する日本国政府と 世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	100,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H17.4.11 209号
世界食糧計画	コロンビア共和国内の避難民に 対する食糧援助に関する日本国 政府と世界食糧計画との間の交 換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 小麦粉又はパルス及びそれらの輸送に必要な役務の供 与	200,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H17.4.11 210号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	スーダン共和国内の紛争及び干ばつ被災民に対する食糧援助に關する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われるメイス又はソルカム及びそれらの輸送に必要な役務の供与	700,000千円 -----	H15.3.28 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H17.4.27 238号
世界食糧計画	イラク国内の被災民及びイラク周辺国のイラク難民に対する食糧援助に關する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に關連して行われる米及びバルス並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	1,400,000千円 -----	H15.4.16 ローマで (同日)	日本側 松原亘子在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジヤンニ ジャック・グレイス事務 局長	H16.6.16 277号
国際連合児童 基金	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に關する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ナイジェリアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与	400,000千円 -----	H15.5.28 アフリジャ で (同日)	日本側 松井啓在ナイジェ リア大使 国際連合児童基金側 エジ オ・G・ムルジ在ナイジ エリア事務所代表	H16.7.22 372号
国際連合児童 基金	ガーナ共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に關する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ガーナにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与	116,000千円 -----	H15.5.28 アクラで (同日)	日本側 浅井和子在ガーナ 大使 国際連合児童基金側 ラメ シェ・シエレスタ在ガー ナ事務所代表	H16.7.26 383号
国際連合児童 基金	インドにおけるポリオ撲滅計画の実施のための贈与に關する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	インドにおけるポリオ撲滅計画を実施するために必要なポリオワクチン及びその調達に必要な役務の供与	831,000千円 -----	H15.5.29 ニューデ リーで (同日)	日本側 林暁在インド大使 国際連合児童基金側 マ ア・カリグリス在イン ド代表	H16.7.5 314号
国際連合児童 基金	パングラデシュ人民共和国におけるポリオ撲滅計画の実施のための贈与に關する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パングラデシュにおけるポリオ撲滅計画に必要な役務の供与	430,000千円 -----	H15.5.29 ダッカで (同日)	日本側 堀口松城在パング ラデシュ大使 国際連合児童基金側 モル テン・ギヤルジン在パ ングラデシュ代表	H16.7.5 315号
国際連合児童 基金	スーダン共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に關する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	スーダンにおける小児感染症予防計画を実施するための必要なワクチン、医薬品及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供与	298,000千円 -----	H15.5.29 ハルツ ムで (同日)	日本側 牧谷昌幸在スーダ ン大使 国際連合児童基金側 ジョ アンナ・グーベイン在ス ダン事務所代表	H16.7.26 384号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

国際機関との無償資金協力取極一覽

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合児童 基金	エチオピア連邦民主共和国における小児感染症予防計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	エチオピアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	360,000千円 -----	H15.5.29 アデバース アベバで (同日)	日本側 庵原宏義在エチオ ピア大使 国際連合児童基金側 ア デルマ・ジット・ライボウ ライ在エチオピア事務所 副代表	H16.8.12 449号
国際連合開発 計画	コンゴ民主共和国における紛争予防・平和構築に寄与する「コンゴ民主共和国における元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰支援プログラム」の実施のため、国際連合開発計画との間の交換公文	コンゴ民主共和国における紛争予防・平和構築に寄与する「コンゴ民主共和国における元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰支援プログラム」の実施に必要な資金の贈与	408,000千円 -----	H15.10.31 キンシヤ サで (同日)	日本側 岡本博美在コンゴ 民主共和国臨時代理大使 国際連合開発計画側 ハ バート・P・マクロロ代 表 在コンゴ民主共和国代表	H16.7.29 402号
世界食糧計画	アンボラ共和国の元兵士及びその家族並びに国内避難民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイズ、パルス、植物油又は食塩及びそれらの輸送に必要な役務の供与	365,000千円 -----	H15.10.31 ローマで (同日)	日本側 磯部博昭在イタリ ア臨時代理大使 世界食糧計画側 ジヤン ニヤック・クレイス事務 局長	H16.8.12 452号
国際連合難民 高等弁務官事 務所	アンボラ共和国における紛争予防・平和構築に寄与する「アンボラ帰還民に対する再定住支援プログラム」の実施のため、国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	アンボラにおける紛争予防・平和構築に寄与する「アンボラ帰還民に対する再定住支援プログラム」の実施に必要な資金の贈与	213,000千円 -----	H15.10.31 ルアンダ で (同日)	日本側 飯山常成在アンボ ラ大使 国際連合難民高等弁務官事 務所側 ジヤン・グイエール ・ドク・リードマン 在アンボラ代表	H16.8.13 459号
国際連合児童 基金	パレスチナ自治区における予防接種拡大計画の実施のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パレスチナ自治区における予防接種拡大計画を実施するために必要な役務の供与	234,000千円 -----	H15.10.31 ラマツラ で (同日)	日本側 今井正在イスラエ ル大使 国際連合児童基金側 デイ ビッド・S・バシウニ在 パレスチナ自治区事務所 特別代表	H16.12.8 789号
国際連合児童 基金	エジプト・アラブ共和国におけるポリオ撲滅計画の実施のため、国際連合児童基金との間の交換公文	エジプトにおけるポリオ撲滅計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	362,000千円 -----	H15.11.3 カイロで (同日)	日本側 浦部和好在エジ プト大使 国際連合児童基金側 シヤ ヒーダ・アスフアル在エ ジプト事務所代表	H17.5.16 261号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合児童 基金	デイトモール民主共和国における 母子保健改善計画の実施のため の贈与に関する日本政府と 国際連合児童基金との間の交換 公文	デイトモールにおける母子保健改善計画を実施する ために必要なワクチン、医薬品及び機械並びにそれら の調達に必要な役務の供与	161,000千円 -----	H15.12.18 デイトリで (同日)	日本側 旭英昭在東デイト モール臨時代理大使 国際連合児童基金側 ワラ ニーニ・ジョングヤトバ ールン在東デイトモール 代行	H16.7.8 328号
国際連合児童 基金	アフガニスタンにおける小児感 染症予防計画の実施のための贈 与に関する日本政府と国際連 合児童基金との間の交換公文	アフガニスタンにおける小児感染症予防計画を実施 するために必要なワクチン及び機械並びにそれら の調達に必要な役務の供与	540,000千円 -----	H15.12.18 カンファール で (同日)	日本側 駒野欽一在アフガ ニスタン大使 国際連合児童基金側 シヤ ラット・サフラー在アフガ ニスタン代表	H16.7.14 345号
国際連合児童 基金	パキスタン・イスラム共和国に おけるポリオ撲滅計画の実施の ための贈与に関する日本政府 と国際連合児童基金との間の交 換公文	パキスタンにおけるポリオ撲滅計画を実施するため に必要なワクチン及びその調達に必要な役務の供与	1,083,000千円 -----	H15.12.18 イスラマ バードで (同日)	日本側 浪谷實在パキスタ ン大使 国際連合児童基金側 オマ ール・アフマド在パキスタ ン事務所代表	H16.9.1 560号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

国際機関との無償資金協力取極一覧